

鳥取中部ふるさと広域連合有料広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取中部ふるさと広域連合（以下、「広域連合」という。）が有する資産等を広告媒体とする広告掲載の実施に関し、必要な事項を定めることにより、広告掲載による新たな財源を確保し、もって住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げるものをいう。

ア 広報ふるさと広域連合（以下「広報紙」という。）

イ 広域連合ホームページ（以下「連合ホームページ」という。）

ウ その他鳥取中部ふるさと広域連合長（以下「連合長」という。）が広告掲載を認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。

(3) 広告主 この要綱に基づき広告掲載を実施する民間企業等をいう。

(広告掲載の原則)

第3条 連合長は、広域連合資産に広告を掲載するに当たって、法令の遵守、消費者の保護、青少年の健全育成、商取引の安全性の確保、地域の社会及び経済の健全な発展等を図るため、次のことに留意しなければならない。

(1) 公正で誠実なものであること。

(2) 広告の受け手に不利益を与えないものであること。

(3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。

(4) 品位を保ち、真実を伝えるものであること。

(5) 広告関連法規及び社会秩序を遵守するものであること。

(広告掲載の基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告等（ウェブページを媒体とする広告に関しては、広域連合が所管する広告媒体に掲載する広告だけでなく、当該広告が指定するリンク先のページも含む。）は、掲載しないものとする。ただし、連合長が特に認めるものを除く。

(1) 別表第1に定める規制業種及び規制事業者に関するもの。

(2) 別表第2に定める規制基準に該当するもの。

(広告掲載の位置)

第5条 広告を掲載する位置は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 広報紙については、表紙を除く各頁の下1段とし、同一の者について広報紙1回の発行につき1か所とする。ただし、号外発行又は臨時増頁等の場合は、その編集状況に応じ、連合長が決定する。
- (2) 連合ホームページについては、トップページとする。
- (3) その他連合長が認める広告媒体については、その性質及び規格に応じて連合長が指定するものとする。

(広告掲載の期間)

第6条 広告掲載を行う期間は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、年度を越えることはできない。

- (1) 広報紙については、広報紙を発行する月から2か月間とする。広告掲載を開始する日(以下「掲載開始日」という。)は、月の初日とし、広告掲載を終了する日(以下「掲載終了日」という。)は、発行月の翌月の末日とする。
- (2) 連合ホームページについては、月単位とする。掲載開始日は、月の初日とし、掲載終了日は、月の末日とする。
- (3) その他連合長が認める広告媒体については、その性質及び規格に応じて連合長が指定するものとする。

2 広告は、同一の者について、連続して掲載することができる。

(広告の規格及び掲載料)

第7条 広告の大きさ等は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 広報紙 広告は、掲載する頁の色条件に従うこととし、その規格及び広告掲載料は、次のとおりとする。

規格		広告掲載料
1号広告	縦5センチメートル、横18センチメートル	33,000円
2号広告	縦5センチメートル、横9センチメートル	16,500円
3号広告	縦5センチメートル、横6センチメートル	11,000円

- (2) 連合ホームページ 広告は、バナー広告(連合ホームページ内に表示される広告画像で、広告の指定するウェブサイトへリンクするものをいう。)とし、その規格及び広告掲載料は、次のとおりとする。

規格	広告掲載料
1 縦60ピクセル×横234ピクセル	月額5,000円
2 30KB以内	
3 GIF、JPEG、PNG形式のいずれか	

(3) その他連合長が認める広告媒体については、その性質及び規格に応じて連合長が指定するものとする。

(広告の募集)

第8条 広告の募集は、広報紙、連合ホームページ等において行うものとする。

(広告の申込み)

第9条 広域連合が掲載を許可する広告媒体に広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、鳥取中部ふるさと広域連合有料広告掲載申込書(様式第1号)に、掲載しようとする広告原稿を添えてそれぞれ当該各号に定める期日までに申込みを行うものとする。ただし、同じ年度内に複数回の掲載又は複数月の掲載を希望する場合、申込書の提出は初回のみで足りるものとする。

(1) 広報紙については、掲載を希望する号の発行日の40日前までに、連合長に提出すること。

(2) 連合ホームページについては、掲載を希望する月の10日前までに、連合長に提出すること。

(3) その他連合長が認める広告媒体については、連合長が別に指定する期日までに、連合長に提出するものとする。

2 連合長は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が、第4条第1項第2号の規定に該当すると判断したときは、申込者に対して修正を求めることができる。

3 第1項の規定により作成する広告原稿にかかる経費は、申込者の負担とする。

(決定)

第10条 連合長は、前条の申込みを受理したときは、速やかに掲載の可否を決定し、その結果を当該申込者に通知しなければならない。

2 連合長は、募集した数を超える応募があったときは、掲載希望回数又は掲載希望月数の多い者の広告を優先するものとする。

3 連合長は、前項の規定により、申込者の順位の優劣を判断することができないときは、申込みの先着順により掲載を決定するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告掲載が決定した申込者(以下「広告主」という。)は、連合長が指定する期日までに、広告掲載料を一括前納するものとする。ただし、複数回又は複数月にわたって掲載するときは、回又は月ごとに分割納付できる。

2 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告掲載ができなかったときは、還付することができる。

(広告掲載の取消し)

第12条 連合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき。
- (2) 広告主が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (3) 広告主のウェブサイトが、事前の連絡なく閉鎖されたとき。
- (4) 広告主が広域連合の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (5) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (6) 広告の申込みに当たって、虚偽の内容があったとき。
- (7) 広告主が第4条第1項第1号に該当するに至ったとき。
- (8) 広域連合の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

2 連合長は、前項の規定により広告掲載を取り消したときは、広告主に対し取り消し理由を付した書面を通知しなければならない。

(広告主の責任)

第13条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 第三者から広告内容に関連して損害を被った旨の申告があった場合は、広告主の責任及び負担において解決し、広域連合は責任を一切負わないものとする。

(ホームページ掲載広告の変更)

第14条 広告主は、連合ホームページに広告掲載する場合、掲載期間が複数月にわたるときは、1月単位で当該広告の内容を変更することができる。

(ホームページ掲載広告リンク先の変更)

第15条 広告主は、連合ホームページに掲載する広告のリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする日から起算して10日前までに、広域連合と協議を行うものとする。

(ホームページ掲載広告の取下げ)

第16条 広告主は、連合ホームページに広告掲載したが、自己の都合により、広告の掲載を取り下げようとするときは、書面により連合長に申し出るものとする。

附 則

この要綱は、平成28年12月9日から施行する。

別表第1（第4条関係）

番号	規制業種及び規制事業者
1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する業種。
2	消費者金融（貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業のうち、消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）に規定する消費者をいう。）への金銭の貸付けを行うものをいう。）に該当する業種。
3	公営競技、公営くじその他のギャンブル（金銭や品物などの財物を賭けて偶然性の要素が含まれる勝負を行い、その勝負の結果によって賭けた財物のやり取りをおこなう行為）に係る業種。
4	民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続又は再生手続の開始の決定を受けた者。
5	広告掲載する日の前6か月以内に広域連合の指名停止措置を受けた事業者又は指名停止措置を受けている事業者。
6	暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他の集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織又はその組織に属する者。
7	前各項に掲げるもののほか広域連合資産の性質により広告掲載する業種及び事業者として適当でないものとして連合長が認める者。

別表第2（第4条関係）

番号	規制広告の基準
1	製造、販売、売買、譲渡、貯蔵、所持、貸与、使用その他の行為が法令で禁止されている物件又は役務に関するものであって、当該禁止された行為を伴う物件又は役務の提供に係るもの。
2	前項に掲げる行為について行政庁の許可その他の手続が必要な物件又は役務の提供であって、当該行政庁の許可その他の手続を経ずに提供するもの。
3	次の各号に該当し、又はそのおそれがあるものとして連合長が認めるもの。
	（1）人権侵害、差別又は名誉毀損。
	（2）ひぼう、中傷又は排斥。
	（3）性的感情の刺激、犯罪の誘発、暴力性又は残虐性の助長その他青少年の健全な育成を阻害する要素を含むもの。
	（4）不当な比較広告。
	（5）政治団体による政治活動を目的とし、又は助長するもの。
（6）宗教団体による布教推進を目的とし、又は助長するもの。	

	(7) 第三者の著作権その他の権利又はプライバシーを侵害するもの。
	(8) 非科学的なもの又は迷信に類するものであって、利用者を惑わせ、又は不安を与えるもの。
4	消費者保護の観点から広告掲載しないことが適当であるものとして連合長が認めるもの。
5	前各項に掲げるもののほか広域連合資産の性質により広告掲載しないことが適当であるものとして連合長が認めるもの。

受付番号	
------	--

（表）

鳥取中部ふるさと広域連合有料広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）

鳥取中部ふるさと広域連合
広域連合長

住所（事業所所在地）

氏名（事業者名）

電話番号

担当者氏名

E-mail

鳥取中部ふるさと広域連合広告掲載要綱第9条の規定により、次のとおり申し込みます。

記

■広域連合ホームページ

リンク先	http://
広告の内容	<input type="checkbox"/> 別添データのとおり <input type="checkbox"/> 未作成の場合は、掲載内容又はバナー広告デザイン案
掲載希望月	<input type="checkbox"/> 毎月（12か月） <input type="checkbox"/> 1月 <input type="checkbox"/> 2月 <input type="checkbox"/> 3月 <input type="checkbox"/> 4月 <input type="checkbox"/> 5月 <input type="checkbox"/> 6月 <input type="checkbox"/> 7月 <input type="checkbox"/> 8月 <input type="checkbox"/> 9月 <input type="checkbox"/> 10月 <input type="checkbox"/> 11月 <input type="checkbox"/> 12月
月額掲載料	5,000円

■広報ふるさと広域連合

掲載希望号	<input type="checkbox"/> 毎号（6号分） <input type="checkbox"/> 5月号 <input type="checkbox"/> 7月号 <input type="checkbox"/> 9月号 <input type="checkbox"/> 11月号 <input type="checkbox"/> 1月号 <input type="checkbox"/> 3月号
広告の内容	別添データのとおり
掲載希望サイズ	<input type="checkbox"/> 1号広告 縦5cm×横18cm 33,000円 <input type="checkbox"/> 2号広告 縦5cm×横9cm 16,500円 <input type="checkbox"/> 3号広告 縦5cm×横6cm 11,000円

■その他連合長が広告掲載を認めるもの

<input type="checkbox"/> 別添データ及び資料のとおり
--

(裏)

注 意

- 1 ホームページバナー広告の規格は、縦60px×横234px、容量30KB以内、GIF、JPEG、PNG形式のいずれかに限ります。
- 2 広告原稿を必ず添付してください。広告原稿作成に係る一切の費用は、申込者の負担となります。
- 3 申込者多数の場合、下記の条件を1から順に適用して順位を付し、掲載を決定します。
 - (1) 掲載の申込月数又は回数の多い順
 - (2) 申込の受付順
- 4 広告掲載料は、掲載決定後、指定する期日までに一括納付してください。ただし、複数回又は複数月にわたって掲載するときは、分割納付することができます。
- 5 広告の内容に係る一切の責任は、広告主にあります。
- 6 広告及び広告主の指定したリンク先のホームページの内容が、行政広報の公共性及び品位を損なうおそれのないもので、住民に不利益を与えないものとします。
- 7 広告掲載を取消し、取下げする場合、その日の属する月の広告掲載料は広告主に返還しません。
- 8 その他、鳥取中部ふるさと広域連合有料広告掲載要綱の規定を遵守してください。

様式第2号（第10条関係）

発鳥中中 号
年 月 日

様

鳥取中部ふるさと広域連合
広域連合長 印

鳥取中部ふるさと広域連合有料広告掲載決定通知書

年 月 日付で掲載申込みのありました 様の広告については、次の通り掲載することに決定しましたのでお知らせします。

記

1 掲載する広告

広報ふるさと広域連合

ア 掲載号

年 第 号（ 年 月 1 日発行）

イ 掲載広告の大きさ

号広告

鳥取中部ふるさと広域連合ホームページ

ア 掲載期間

年 月 日 ～ 年 月 日（ か月間）

イ 内容、リンク先アドレス

リンク先：
内容：

2 広告掲載料

円（ 号広告）

※納入期限は別に納入通知書に記載

様式第3号（第10条関係）

発鳥中中 号
年 月 日

様

鳥取中部ふるさと広域連合
広域連合長 印

鳥取中部ふるさと広域連合有料広告非掲載決定通知書

年 月 日付で「
」への掲載申込みのありました 様の広告
については、次の理由により掲載しないことに決定しましたのでお知らせします。

記

1 非掲載とする理由